

鳥取市道路除雪活動支援小型除雪機貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市自治連合会に加盟している町内会（以下「町内会」という。）が市道等の自主的な除雪（以下「協働除雪」という。）を行う場合に、市が所有するハンドガイド式小型除雪機（以下「小型除雪機」という。）を無料で貸付け、支援することを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 貸付の対象となる者は、町内会とする。

(貸付の申込み)

第3条 小型除雪機の貸付を受けようとする町内会は、鳥取市小型除雪機貸付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(貸付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、鳥取市小型除雪機貸付可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(契約)

第5条 貸付を受けた町内会（以下、「借受団体」という。）は、小型除雪機の使用等に関し、小型除雪機貸借契約書により、市長と契約を締結しなければならない。

(貸付期間)

第6条 小型除雪機の貸付期間は、前条の規定により契約を締結する日の属する年度の3月31日までとする。ただし、返還の申し出がない場合は、さらに1年間貸付期間を更新するものとし、以降も同様とする。

(貸付料及び費用負担)

第7条 小型除雪機の貸付料は、無料とする。ただし、小型除雪機の使用に係る費用（運搬費、修理代、点検料、燃料代、消耗品及び保険料）については、借受団体の負担とする。

(貸付条件)

第8条 小型除雪機の貸付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 借受団体は、許可した目的以外に使用し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。
 - (2) 屋根のある保管場所を確保すること。
 - (3) 借受団体が協働除雪を行う道路は、市道（車道及び歩道）、公衆用道路、各学校が指定した通学路（以下「除雪路線」という。）とすること。
 - (4) 借受団体は、除雪路線の協働除雪を100m以上実施しなければならない。
 - (5) 借受団体は、作業実績報告書（様式第3号）を別に定める提出期限までに市長に提出すること。
 - (6) 借受団体の作業実施者は、市が毎年実施する操作講習会を五年に一度受講し、証明書を受領すること。
- 2 市長は、協働除雪を行う上で、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもの以外の貸付条件を付すことができる。

（点検の義務等）

第9条 小型除雪機の点検については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 借受団体は、1年毎に別記1の点検を行わなければならない。
- (2) 市は、3年毎に別記2の点検を行い、これに係る点検費及び修繕費は、市が負担する。

（借受団体の責務）

第10条 借受団体は、小型除雪機の使用にあたっては、事故がないように細心の注意を払い作業を行うとともに、適切に管理しなければならない。

- 2 借受団体は、小型除雪機の使用により、自己又は第三者に損害を与えたときは、責任をもって処理し、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 借受団体は自らの負担により賠償保険等に参加し、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。

（返還等）

第11条 借受団体は、貸付を受けた小型除雪機を返還しようとするときは、鳥取市小型除雪機械返還申請書（様式第4号）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 借受団体は、当該小型除雪機の異常の有無を確認し、市の所管課職員の点検を受け返却しなければならない。この場合において、損傷若しくは故障が確認されたときは、借受団体の負担においてこれを修理しなければならない。
- 3 借受団体は、小型除雪機を返還した場合、特別な事情がない場合、小型除雪機の返還後、10年間再び貸付を申し込むことができない。

(交換)

第12条 市の定期点検において小型除雪機が修繕より交換が望ましいと判断した場合は、市は、貸付けた小型除雪機を交換することができる。

(亡失等の場合における借受団体の義務)

第13条 借受団体は、小型除雪機の亡失、又は損傷させたとき若しくは小型除雪機械が故障したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受団体は、小型除雪機の亡失、損傷又は故障が自らの責めに帰すべき事由によるときは、自己の責任においてこれを補填し、又は修理しなければならない。

(使用中止及び返還の命令)

第14条 市長は、借受団体が次の各号のいずれかに該当するときは、借受団体に対し、小型除雪機の使用の中止及び返還を命ずることができる。

(1) 貸付の条件に違反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、第5条の契約又は第9条第1号の点検の義務を違反した場合や、貸付けることが不相当であると認められる行為があったとき。

(貸出)

第15条 協働のまちづくりの観点から、借受団体に対し、他町内会から協働除雪の申し出があった場合は、第8条第1項第1号の規定にかかわらず、協働除雪を行うことができる。

2 前項の場合において、作業の実施は、借受団体がすること。ただし、他町内会に対し市が開催した操作講習会を受講し、証明書を発行した者については、その限りでない。

3 第1項の場合において、協働除雪の実施に当たって生じた損害(第三者に及ぼす損害を含む。)については、他町内会の作業実施者の協力のうえ、借受団体が責任をもって処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別記1 借受団体は、貸付を受けてから1年毎に次に掲げる点検項目を点検する。

- (1) シャーボルトの変形・折れ
- (2) シューターの破損(割れ)
- (3) キャタピラの伸び
- (4) エンジンオイル(2年前以内に交換されているか)
- (5) バッテリーの電圧

別記2 市は、貸付を行ってから3年毎に次の各号に定める項目を点検する。ただし、使用しない年があれば、最長5年毎とすることができる。

- (1) エンジンオイル交換
- (2) ミッションオイル点検
- (3) バッテリー充電
- (4) 走行駆動部点検
- (5) オーガ回転点検
- (6) 投雪シューター作動点検
- (7) ブロア回転点検
- (8) 各ベルト類点検
- (9) 燃料タンク水抜き
- (10) ゴムクローラー点検
- (11) 各ワイヤー類の錆、ひび割れ、作動点検、グリスアップ